

(公印・契印省略)

總政企第156号  
令和6年6月26日

統計委員会委員長  
椿 広 計 殿

總務大臣  
松 本 剛 明

諮詢第186号  
海面漁業生産統計調査の変更について（諮詢）

標記について、令和6年6月13日付け6統計第312号により農林水産大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(参考：別添申請関連書類の目次)

1. 申請書 ..... 1

2. 申請事項記載書（注：調査計画本文の記載に関する新旧対照表） ..... 2

[調査票の新旧対照表]

海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用） ..... 14

海面漁業漁獲統計調査票（一括調査用） ..... 15

海面養殖業収穫統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用） ..... 16

海面養殖業収穫統計調査票（一括調査用） ..... 17

3. 変更後の調査計画（注：申請内容を反映した調査計画） ..... 18

別添1 海面漁業生産統計 集計事項及び公表予定時期一覧 ..... 23

別添2 海面漁業生産統計調査で活用する行政記録情報等の一覧 ..... 24

[調査票]

海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用） ..... 25

海面漁業漁獲統計調査票（一括調査用） ..... 26

海面養殖業収穫統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用） ..... 27

海面養殖業収穫統計調査票（一括調査用） ..... 28

4. 海面漁業生産統計調査の必要性について ..... 29

(公印・契印省略)

6 統計第 312 号  
令和6年6月13日

総務大臣 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

海面漁業生産統計調査

主管部課	大臣官房統計部生産流通消費統計課	
事務担当者	課長補佐 (漁業生産担当) 佐藤 哲也	電話 03 (3502) 8094 e-mail tetsuya_sato221@maff.go.jp

## 申請事項記載書

1 調査の名称 海面漁業生産統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
1～2 (略)  3 調査対象の範囲 (1) (略)  (2) 属性的範囲 ( <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 事業所 <input checked="" type="checkbox"/> 企業・法人・団体 <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> その他) 海面漁業経営体 <sup>(注2)</sup> 及び水揚機関 <sup>(注3)</sup> (注2) 「海面漁業経営体」(以下「経営体」という。)とは、 海面漁業を営む世帯又は事業所をいう。 ただし、本調査計画における経営体とは、水揚機関において漁獲量等が把握できない経営体であって、経営体調査(漁業経営体用の調査票により回答を求める調査。以下同じ。)又は一括調査の報告者となるものをいう。 なお、一括調査とは、水揚機関調査(水揚機関用の調査票により回答を求める調査。以下同じ。)又は経営体調査では漁獲量等を把握できない経営体の操業状況について、漁業協同組合の支所又は地域漁業の状況に精通している経営体に対して一括して報告を求める調査をいう。 (注3) (略)	1～2 (略)  3 調査対象の範囲 (1) (略)  (2) 属性的範囲 ( <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 事業所 <input checked="" type="checkbox"/> 企業・法人・団体 <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> その他) 海面漁業経営体 <sup>(注2)</sup> 及び水揚機関 <sup>(注3)</sup> (注2) 「海面漁業経営体」とは、海面漁業を営む世帯又は事業所をいう。	調査対象の明確化 ※経営体調査数が漁業センサスと比べると著しく低いとの誤解を与える可能性があるため、漁業センサスとの違いを明記
4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (1) 報告者数 <sup>(注4)</sup> ア 海面漁業漁獲統計調査：約 1,700 (水揚機関調査：約 1,400、経営体調査及び一括調査： 約 300) イ 海面養殖業収穫統計調査：約 1,400 (水揚機関調査：約 800、経営体調査及び一括調査：	4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (1) 報告者数 <sup>(注4)</sup> ア 海面漁業漁獲統計調査：約 1,700 客体 イ 海面養殖業収穫統計調査：約 1,400 客体	報告者数を前回調査の実績に更新するとともに、報告者を区分し明確化

約 600)

(注 4) 報告者数は、令和5年調査の実績

(2) 報告者の選定方法 (■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)

ア 海面漁業漁獲統計調査

前年の調査結果から作成された海面漁業漁獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない漁業経営体名簿を用いて、水揚機関等への情報収集により更新を行い、母集団情報をとする。ただし、経営体調査の対象となる経営体のうち、大臣許可漁業<sup>(注5)</sup>のみを行う経営体には原則報告を求めない。

(注5) 大臣許可漁業とは、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 36 条第 1 項に基づいて、農林水産大臣の許可を得て行う漁業をいう。

イ 海面養殖業収獲統計調査（略）

(3) 報告義務者

経営体又は水揚機関を代表する者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 海面漁業漁獲統計調査は、海面における水産動植物の採捕の事業に係る次に掲げる事項について行う。（詳細は、別記様式第 1 号及び第 2 号を参照）

(ア) 水揚機関用・漁業経営体用

水揚機関名・漁業経営体名、法人番号、漁業種類別、魚種別漁獲量

[集計しない事項の有無] 無□ 有■

水揚機関名、漁業経営体名、法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

(イ) (略)

(注 4) 報告者数は、令和4年調査の実績

(2) 報告者の選定方法 (■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)

ア 海面漁業漁獲統計調査票

前年の調査結果から作成された海面漁業漁獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない漁業経営体名簿を用いて、水揚機関等への情報収集により更新を行い、母集団情報をとする。

年次更新

表現の適正化

大臣許可漁業の漁獲成績報告書の活用が可能となったことから、報告者の負担軽減のため

(注 5) の記載位置の適正化

イ 海面養殖業収獲統計調査票（略）

(3) 報告義務者

海面漁業経営体又は水揚機関を代表する者

表現の適正化

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 海面漁業漁獲統計調査票は、海面における水産動植物の採捕の事業に係る次に掲げる事項について行う。（詳細は、別記様式第 1 号及び第 2 号を参照）

(ア) 水揚機関用・漁業経営体用

水揚機関名・漁業経営体名、法人番号、漁業種類別、操業水域別、魚種別漁獲量

[集計しない事項の有無] 無□ 有■<sup>(注5)</sup>

「操業水域」に係るデータについて、主な利活用部局である水産庁において、行政記録情報等で代替可能であることから、報告者負担の軽減のため削除

調査票の新旧は別添 02「申請事項記載書（調査票）\_新旧\_海面」参照

記載の適正化

(イ) (略)

イ 海面養殖業収穫統計調査は、海面における水産動植物の養殖の事業に係る次に掲げる事項について行う。（詳細は、別記様式第3号及び第4号を参照）

(ア) 水揚機関用・漁業経営体用

水揚機関名・漁業経営体名、法人番号、養殖魚種別収穫量、年間種苗販売量、年間投餌量

[集計しない事項の有無] 無□ 有■

水揚機関名、漁業経営体名、法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

(イ) (略)

(2) 基準となる期日又は期間

毎年1月1日から12月31日までの1年間について行う。

なお、海面養殖業収穫統計調査に係るかき類及びのり類については、半年ごと（1月1日～6月30日、7月1日～12月31日）の養殖収穫量を把握する。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) (略)

(2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム ■電子メール） ■調査員調査 □その他（ ）

[調査方法の概要]

ア 水揚機関用

次に掲げるいずれかの方法により行う。なお、本所・本社に対して調査を行うが、把握できない場合には、当該機関の支所・支社に対しても調査を行う。

イ 海面養殖業収穫統計調査票は、海面における水産動植物の養殖の事業に係る次に掲げる事項について行う。（詳細は、別記様式第3号及び第4号を参照）

(ア) 水揚機関用・漁業経営体用

水揚機関名・漁業経営体名、法人番号、養殖魚種別収穫量、年間種苗販売量、年間投餌量

[集計しない事項の有無] 無□ 有■(注5)

(イ) (略)

(注5) 法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

毎年1月1日から12月31日までの1年間について行う。

なお、海面養殖業収穫統計調査に係るかき類及びのり類については、半年毎（1月1日～6月30日、7月1日～12月31日）に調査を行う。

(注5) の記載位置の適正化

かき類及びのり類について、報告者の負担軽減のため調査を半年毎から年1回実施に変更

6 報告を求めるために用いる方法

(1) (略)

(2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム ■電子メール） ■調査員調査 □その他（ ）

[調査方法の概要]

ア 水揚機関用

次に掲げるいずれかの方法により行う。なお、本所・本社に対して調査を行うが、把握できない場合には、当該機関の支所等に対しても調査を行う。

記載の適正化

「等」から「支社」に変更。

<p>(ア) 調査票の配布 統計調査員が、訪問して調査票を配布する方法 なお、報告者から申出があった場合は、電子メールにより配布する。</p>	<p>(ア) 統計調査員が、調査票又は電磁的記録を配布し、取集する自計報告の方法 なお、報告者の協力が得られる場合は、政府統計共同利用システム又は電子メールにより、調査票を取集する自計申告の方法により行う。</p>	<p>調査票の配布と収集を区分し記載するとともに、報告者に配慮した調査の実態を明確化</p>
<p>(イ) 調査票の取集 次に掲げるいずれかの方法により行う。 ① 統計調査員が、訪問して調査票を回収し、又は報告者がオンライン（政府統計共同利用システム若しくは電子メール）により提出する方法 ② 統計調査員が、訪問して面接聞き取りにより調査票に記入する方法 なお、報告者から申出があった場合は、調査票の取集に代えて、統計調査員が、報告者の漁獲成績又は事業成績に関する資料を閲覧し、又は提供を受け、その内容を調査票に転記する。</p>	<p>(イ) 統計調査員が水揚機関の事務所に備え付けた電子計算機の映像面若しくは紙面に表示された電磁的記録に記録されている事項を閲覧しその内容を調査票に転記する方法 (ウ) 統計調査員による面接聞き取り（他計報告）の方法</p>	
<p>イ 漁業経営体用 (ア) 調査票の配布 地方農政局等<sup>(注6)</sup>の長が、調査票を郵送により配布する方法 なお、報告者から申出があった場合は、電子メールにより配布する。</p>	<p>イ 漁業経営体用 地方農政局等<sup>(注6)</sup>の長が、調査票を郵送により配布又は電磁的記録を配布し、取集する自計調査の方法により行う。 なお、報告者の協力が得られる場合は、政府統計共同利用システム又は電子メールにより、調査票を取集する自計申告の方法により行う。</p>	<p>調査票の配布と収集を区分し記載するとともに、報告者に配慮した調査の実態を明確化</p>
<p>(イ) 調査票の取集 地方農政局等<sup>(注6)</sup>の長が、郵送により回収し、又は報告者が、オンライン（政府統計共同利用システム又は電子メール）により提出する方法 (注6) 「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局の農林水産センターをいう。</p>	<p>(注6) の記載位置の適正化</p>	
<p>ウ 一括調査用 (ア) 調査票の配布 統計調査員が、漁業協同組合の支所等を訪問して調査票を配布する方法</p>	<p>調査票の配布と収集を区分し記載するとともに、報告者に配慮した調査の実態を明確化</p>	

なお、報告者から申出があった場合は、電子メールにより配布する。

(イ) 調査票の取集

次に掲げるいずれかの方法により行う。

- ① 統計調査員が、漁業協同組合の支所等を訪問して調査票を回収し、又は報告者が、オンライン（政府共同利用システム又は電子メール）により提出する方法
- ② 統計調査員が、漁業協同組合の支所等を訪問して面接聞き取りにより調査票に記入する方法

により、調査票を取集する自計申告の方法により行う。

(イ) 統計調査員による面接聞き取り（他計報告）の方法

（注6）「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局の農林水産センターをいう。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

ア（略）

イ 海面養殖業収獲統計調査票

1回限り  毎月  四半期  1年  2年

3年  5年  不定期

その他

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査対象年の12月から翌年3月までの期間に実施する  
（注7）。

（注7）地域によって、調査票の配布日及び提出期限が上記期間内において異なる。

8 集計事項

前記5（1）に掲げる事項（一括調査については、推計した経営全体の魚種別漁獲量（収獲量））について、全国・

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

ア（略）

イ 海面養殖業収獲統計調査票

1回限り  毎月  四半期  1年  2年

3年  5年  不定期

その他（ただし、かき類及びのり類は半年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年1月～3月

ただし、半年毎に行うものにあっては、毎年1月～3月  
及び7月～9月

地域の漁期の状況等に柔軟に対応し、報告者負担の軽減のため

海面養殖業収獲統計調査のかき類及びのり類については、報告者負担の軽減のため、半年毎に実施していた調査を1回に統合し、1回の調査で半年毎の結果を把握する方法に変更

（このことに伴い、詳細公表の内容に変更が生じる。）

同様の理由で（注7）を追記

内水面漁業の振興に関する法律の改正により、陸上養殖届出制度による実績報告を養殖収獲量として活用

都道府県・大海区分<sup>(注8)</sup>に集計する。また、行政記録情報等<sup>(注9)</sup>が利用できる場合は、行政記録情報等を活用しつつ、取りまとめを行う。なお、必要に応じて水揚機関等への情報収集により補完を行う。

結果の公表に係る集計事項については別添1を参照。

(注8) 「大海区」とは、漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため、海況、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた区分をいう。全国の海を瀬戸内海区等の9海区に区分している。

(注9) 行政記録情報等とは、別添2に掲げるものをいう。

が利用できる漁業の種類については、別添1に基づき取りまとめを行う。

詳細については別添2、概要については別添3を参照。

(注7) 「大海区」とは、漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため、海況、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた区分。

(注8) 「漁業法等に基づく報告」とは、次に掲げる報告をいう。

- ① 漁業法第26条第1項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告
- ② 漁業法第30条第1項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告
- ③ 漁業法第52条第1項(同法第58条において準用する場合を含む。)の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告
- ④ 漁業法第90条第1項の規定による都道府県知事(同法第183条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあつては、農林水産大臣)に対する報告
- ⑤ 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第78条第1項の規定により農林水産大臣に提出する漁獲成績報告書による報告
- ⑥ 漁業法第176条第1項の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が徴する漁業に関する必要な報告

可能となったことによる変更  
一括調査で推計を導入していることを明記

調査において行う可能性のある情報収集や補完について明記

別添の2及び3を集約し、別添1に変更

「大海区」の説明をより具体的に明記

利用できる行政記録情報を明確化するため整理し、別添1を別添2に変更

<p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法 (<input checked="" type="checkbox"/>e-Stat <input type="checkbox"/>インターネット (e-Stat以外) <input type="checkbox"/>印刷物 <input type="checkbox"/>閲覧)</p> <p>(2) 公表の期日 (<u>別添1</u>参照) 概要については、調査<u>対象年</u>の<u>翌年</u>5月31日までに、 詳細については、調査<u>対象年</u>の<u>翌々年</u>2月までに公表する。</p> <p>10~12 (略)</p>	<p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法 (<input checked="" type="checkbox"/>e-Stat <input type="checkbox"/>インターネット (e-Stat以外) <input type="checkbox"/>印刷物 <input type="checkbox"/>閲覧)</p> <p><u>概要及び詳細ともインターネットにより公表する(詳細については、e-Statに掲載)。</u></p> <p>(2) 公表の期日 (<u>別添3</u>参照) 概要については、調査<u>実施年</u>の5月31日までに、詳細については、調査<u>実施年</u>の<u>翌年</u>2月頃までに<u>逐次</u>公表する。</p> <p>10~12 (略)</p>	<p>記載の適正化 概要もe-Statに掲載しているため削除</p> <p>表現の適正化</p>
---	---	--

(削除)

別添1 漁業法等に基づく報告が利用できる漁業の種類及び取りまとめる者について

漁業種類名	取りまとめる者
遠洋底びき網漁業	農林水産大臣
東シナ海はえ網漁業	
大西洋等はえ網等漁業	
太平洋底刺し網等漁業	
基地式捕鯨業	
母船式捕鯨業	
かじき等流し網漁業	
東シナ海等かじき等流し網漁業	
かつお・まぐろ漁業	
中型さけ・ます流し網漁業	
北太平洋さんま漁業	
ずわいがに漁業	
日本海にずわいがに漁業	
いか釣り漁業	
沿岸まぐろはえ網漁業	
小割り式くろまぐろ養殖業	
沖合底びき網漁業	
以西底びき網漁業	
大中型まき網漁業	
小型するめいか釣り漁業	当該地方農政局長、北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長
暫定措置水域沿岸漁業等	
知事許可漁業 <sup>(注1)</sup>	当該地方農政局長、北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長
漁業権漁業 <sup>(注2)</sup>	当該地方農政局長、北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長
その他 <sup>(注3)</sup>	当該地方農政局長、北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長

<sup>(注1)</sup>「知事許可漁業」とは、知道府県の沖合等で操業する漁業について知事が許可。

<sup>(注2)</sup>「漁業権漁業」とは、知事が権益又は個人、法人に対し、特定の沿岸漁業、養殖業等を排他的に當む権利を交付。

<sup>(注3)</sup>「その他」とは、許可のいらない自由漁業(例:高級漁業者が行う漁業)。

表現の適正化

※ 行政記録等情報は、別添2として整理

(削除)

別添2 海面漁業生産統計調査 集計表表題一覧

番号	表題	種類	集計地域
1	海面漁業漁獲統計調査 漁業種類別漁獲量	②	全国、都道府県、大海区、県別大海区
2	海面漁業漁獲統計調査 魚種別漁獲量	②	全国、都道府県、大海区、県別大海区
3	海面漁業漁獲統計調査 魚種別漁獲量（さけ・ます細分類）	②	全国、都道府県、大海区、県別大海区
4	海面漁業漁獲統計調査 漁業種類別魚種別漁獲量	②	全国、都道府県、大海区、県別大海区
5	海面養殖業収穫統計調査 養殖魚種別収穫量	②	全国、都道府県
6	海面養殖業収穫統計調査 養殖魚種別収穫量（かき類、のり類）	年計・上半期・下半期	全国、都道府県
7	海面養殖業収穫統計調査 種苗養殖販売量	②	全国、都道府県
8	海面養殖業収穫統計調査 控頭量	②	全国、都道府県
9	漁業・養殖業水域別統計 主要漁業種類別生産量	②	全国
10	漁業・養殖業水域別統計 主要魚種別生産量	②	全国

「かき類、のり類」の調査実施時期変更による集計区分の変更に係る集計表の変更

（従前、詳細を公表する際には、調査対象年の翌年上半期（1月～6月）も併せて公表）

表現の修正化

※ 別添3と統合し、別添1として整理

(削除)

別添3 結果の公表に係る集計事項及び公表予定期一覧

表現の適正化  
※ 別添2に統合

公表に係る集計事項	公表予定期
漁業部門別生産量	調査実施年の5月末
漁業種類別漁獲量	
魚種別漁獲量	
漁業種類別・魚種別漁獲量	
養殖魚種別収穫量	
都道府県別、大海区別漁獲量	
都道府県別収穫量	
別添2海面漁業生産統計調査集計表表題一覧	調査実施年の翌年の2月頃

別添1 海面漁業生産統計 集計事項及び公表予定期一覧

(新規)

番号	集計事項	集計地域	公表予定期
<u>海面漁業生産統計調査</u>			
1 <sup>(a)</sup>	<u>漁業種別漁獲量</u>	全国、都道府県、 大洋区 <sup>(b)</sup>	(概要) 調査対象年の翌年5月末 <sup>(c)</sup>
		全国、都道府県、 大洋区、県別大洋区 <sup>(b)</sup>	(詳細) 調査対象年の翌々年の2月 <sup>(c)</sup>
2 <sup>(a)</sup>	<u>魚種別漁獲量</u>	全国、都道府県、 大洋区 <sup>(b)</sup>	(概要) 調査対象年の翌年5月末 <sup>(c)</sup>
		全国、都道府県、 大洋区、県別大洋区 <sup>(b)</sup>	(詳細) 調査対象年の翌々年の2月 <sup>(c)</sup>
3 <sup>(a)</sup>	<u>魚種別漁獲量（えけ・ます細分類）</u>	全国、都道府県、 大洋区、県別大洋区 <sup>(b)</sup>	(詳細) 調査対象年の翌々年の2月 <sup>(c)</sup>
4 <sup>(a)</sup>	<u>漁業種別魚種別漁獲量</u>	全国 <sup>(b)</sup>	(概要) 調査対象年の翌年5月末 <sup>(c)</sup>
		全国、都道府県、 大洋区、県別大洋区 <sup>(b)</sup>	(詳細) 調査対象年の翌々年の2月 <sup>(c)</sup>
<u>海面養殖業収穫統計調査</u>			
5 <sup>(a)</sup>	<u>漁業魚種別収穫量</u>	全国、都道府県 <sup>(b)</sup>	(概要) 調査対象年の翌年5月末 <sup>(c)</sup> (詳細) 調査対象年の翌々年の2月 <sup>(c)</sup>
6 <sup>(a)</sup>	<u>漁業魚種別収穫量（かき類、のり類）</u>	全国、都道府県 <sup>(b)</sup>	(概要) 調査対象年の翌年5月末 <sup>(c)</sup> (詳細) 調査対象年の翌々年の2月 <sup>(c)</sup>
7 <sup>(a)</sup>	<u>種苗漁業取扱量</u>	全国、都道府県 <sup>(b)</sup>	(詳細) 調査対象年の翌々年の2月 <sup>(c)</sup>
8 <sup>(a)</sup>	<u>販卸量</u>	全国、都道府県 <sup>(b)</sup>	(詳細) 調査対象年の翌々年の2月 <sup>(c)</sup>
<u>漁業・養殖業水域別統計</u>			
9 <sup>(a)</sup>	<u>主要漁業種別生産量</u>	全国 <sup>(b)</sup>	(詳細) 調査対象年の翌々年の2月 <sup>(c)</sup>
10 <sup>(a)</sup>	<u>主要魚種別生産量</u>	全国 <sup>(b)</sup>	(詳細) 調査対象年の翌々年の2月 <sup>(c)</sup>

\*公表は上表の集計事項を統計表形式に総集して行う。<sup>(d)</sup>

注：海面養殖業収穫統計調査の番号6については、1月～6月計、7月～12月計、年計、養殖

年計（7月～6月の1年間）の区分で集計を行う。<sup>(e)</sup>

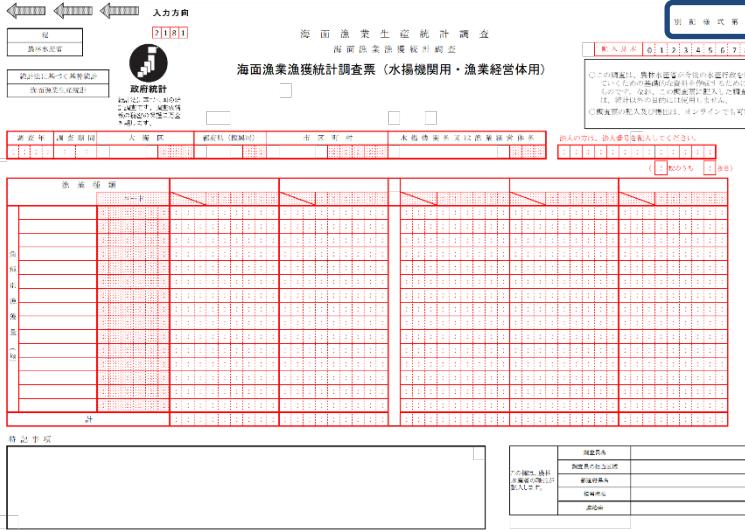
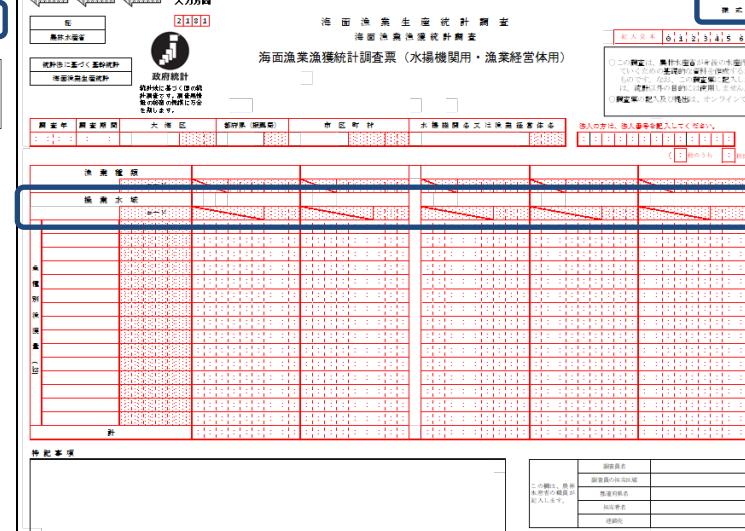
(新規)

別添2 海面漁業生産統計調査で活用する行政記録情報等の一覧

<u>漁業法に基づく報告<sup>②</sup></u>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 漁業法第26条第1項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告<sup>④</sup></li><li>② 漁業法第30条第1項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告<sup>④</sup></li><li>③ 漁業法第52条第1項（同法第58条において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告<sup>④</sup></li><li>④ 漁業法第90条第1項の規定による都道府県知事（同法第183条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあっては、農林水産大臣）に対する報告<sup>④</sup></li><li>⑤ 漁業の許可及び取扱い等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第78条第1項の規定により農林水産大臣に提出する漁獲成績報告書による報告<sup>④</sup></li><li>⑥ 漁業法第176条第1項の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が歚する漁業に関する必要な報告<sup>②</sup></li></ul>
<u>内水面漁業の振興に関する法律に基づく報告<sup>②</sup></u>	内水面漁業の振興に関する法律第29条第1項の規定による農林水産大臣に対する報告 <sup>②</sup>
<u>地方自治体等が保有する情報<sup>②</sup></u>	上記以外で都道府県知事等が保有する海面漁業生産統計の作成に必要な情報 <sup>②</sup>

## 調査票の新旧対照表

- 1 調査の名称 海面漁業生産統計調査  
 2 変更の内容

変 更 案	変 更 前	変更理由
<p>海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）</p> 	<p>海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）</p> 	<p>「操業水域」に係るデータについて、主な利活用部局である水産庁において、行政記録情報で代替可能であることから、報告者負担の軽減のため廃止。</p> <p>海面漁業生産統計調査規則・告示との整合のための形式的変更</p>

## 海面漁業漁獲統計調査票（一括調査用）

← ← ← 入力方向

記入見本	0   1   2   3   4   5   6   7   8   9																												
農林水産省	2   1   9   1																												
統計法に基づく基幹統計 海面漁業生産統計																													
 <b>政府統計</b> 統計法に基づく国の統 計調査です。調査要情 報の秘密の保護に万全 を期します。																													
<b>海面漁業生産統計調査</b> <b>海面漁業漁獲統計調査</b> <b>海面漁業漁獲統計調査票（一括調査用）</b>																													
調査年	調査期間	大海区	都府県(振興局)	市区町村																									
：：：：	：：：	：：：：	：：：：	：：：：																									
<b>漁業種類</b> <table border="1"> <tr> <td>（：枚のうち □：枚目）</td> </tr> <tr> <td>：：：：</td> </tr> </table>					（：枚のうち □：枚目）	：：：：																							
（：枚のうち □：枚目）																													
：：：：																													
<b>項目</b>		<b>規 模</b>																											
漁ろう体数(総)	前年同期値	：：：：	：：：：	：：：：																									
	本年値	：：：：	：：：：	：：：：																									
1漁ろう体当たり 平均出漁日数(日)	前年同期値	：：：：	：：：：	：：：：																									
	本年値	：：：：	：：：：	：：：：																									
1漁ろう体1日当たり 平均漁獲量(kg)	前年同期値	：：：：	：：：：	：：：：																									
	本年値	：：：：	：：：：	：：：：																									
<b>特記事項</b>																													
<table border="1"> <tr> <td>この欄は、農林 水産省の職員が 記入します。</td> <td>調査員名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>調査員の担当区域</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>都道府県名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>担当者名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>連絡先</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>					この欄は、農林 水産省の職員が 記入します。	調査員名					調査員の担当区域					都道府県名					担当者名					連絡先			
この欄は、農林 水産省の職員が 記入します。	調査員名																												
	調査員の担当区域																												
	都道府県名																												
	担当者名																												
	連絡先																												

## 海面漁業漁獲統計調査票（一括調査用）

← ← ← 入力方向

記入見本	0   1   2   3   4   5   6   7   8   9																												
農林水産省	2   1   9   1																												
統計法に基づく基幹統計 海面漁業生産統計																													
この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂行していくための基礎的な資料を作成するために行うものです。なお、この調査票に記入した調査事項は、統計以外の目的には使用しません。																													
<b>海面漁業生産統計調査</b> <b>海面漁業漁獲統計調査</b> <b>海面漁業漁獲統計調査票（一括調査用）</b>																													
調査年	調査期間	大海区	都府県(振興局)	市区町村																									
：：：：	：：：	：：：：	：：：：	：：：：																									
<b>漁業種類</b> <table border="1"> <tr> <td>（：枚のうち □：枚目）</td> </tr> <tr> <td>：：：：</td> </tr> </table>					（：枚のうち □：枚目）	：：：：																							
（：枚のうち □：枚目）																													
：：：：																													
<b>項目</b>		<b>規 模</b>																											
漁ろう体数(総)	前年同期値	：：：：	：：：：	：：：：																									
	本年値	：：：：	：：：：	：：：：																									
1漁ろう体当たり 平均出漁日数(日)	前年同期値	：：：：	：：：：	：：：：																									
	本年値	：：：：	：：：：	：：：：																									
1漁ろう体1日当たり 平均漁獲量(kg)	前年同期値	：：：：	：：：：	：：：：																									
	本年値	：：：：	：：：：	：：：：																									
<b>特記事項</b>																													
<table border="1"> <tr> <td>この欄は、農林 水産省の職員が 記入します。</td> <td>調査員名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>調査員の担当区域</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>都道府県名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>担当者名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>連絡先</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>					この欄は、農林 水産省の職員が 記入します。	調査員名					調査員の担当区域					都道府県名					担当者名					連絡先			
この欄は、農林 水産省の職員が 記入します。	調査員名																												
	調査員の担当区域																												
	都道府県名																												
	担当者名																												
	連絡先																												

海面漁業生産統計調査規則・告示との整合のための形式的変更

## 海面養殖業収穫統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）

別記様式第3号

記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
2 2 0 1

○この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂行していくための基礎的な資料を作成するために行うものです。なお、この調査票に記入した調査事項は、統計以外の目的には使用しません。

○調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。

**海面漁業生産統計調査**  
**海面養殖業収穫統計調査**

**海面養殖業収穫統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）**

調査年	調査期間	大海区	都府県(振興局)	市区町村
：	：	：	：	：

水揚機関名又は漁業経営体名		法人の方は、法人番号を記入してください。
		：

1 養殖魚種別収穫量		( : 枚のうち : 枚目 )	特記事項
養殖魚種名	コード	収穫量(kg)	
：	：	：	：
：	：	：	：
：	：	：	：
：	：	：	：
計	：	：	：

2 年間種苗販売量		種苗名	単位	年間販売量
：	：	コード	：	：
：	：	：	：	：
：	：	：	：	：
：	：	：	：	：
：	：	：	：	：

3 年間投餌量		年間投餌量(kg)	
	配合飼料	生餌	
		：	：
養殖合計	：	：	：
うち、ぶり類	：	：	：
うち、まだい	：	：	：

この欄は、農林水産省の職員が記入します。

調査員名	
調査員の担当区域	
都道府県名	
担当者名	
連絡先	

## 海面養殖業収穫統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）

様式第3号

記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
2 2 0 1

○この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂行していくための基礎的な資料を作成するために行うものです。なお、この調査票に記入した調査事項は、統計以外の目的には使用しません。

○調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。

**海面漁業生産統計調査**  
**海面養殖業収穫統計調査**

**海面養殖業収穫統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）**

調査年	調査期間	大海区	都府県(振興局)	市区町村
：	：	：	：	：

水揚機関名又は漁業経営体名		法人の方は、法人番号を記入してください。
		：

1 養殖魚種別収穫量		( : 枚のうち : 枚目 )	特記事項
養殖魚種名	コード	収穫量(kg)	
：	：	：	：
：	：	：	：
：	：	：	：
：	：	：	：
計	：	：	：

2 年間種苗販売量		種苗名	単位	年間販売量
：	：	コード	：	：
：	：	：	：	：
：	：	：	：	：
：	：	：	：	：
：	：	：	：	：

3 年間投餌量		年間投餌量(kg)	
	配合飼料	生餌	
		：	：
養殖合計	：	：	：
うち、ぶり類	：	：	：
うち、まだい	：	：	：

この欄は、農林水産省の職員が記入します。

調査員名	
調査員の担当区域	
都道府県名	
担当者名	
連絡先	

海面漁業生産統計調査規則・告示との整合のための形式的変更

## 海面養殖業収穫統計調査票（一括調査用）

← ← ← 入力方向

秘 農林水産省 2211

統計法に基づく基幹統計  
海面漁業生産統計



政府統計

統計法に基づく國の統  
計調査です。調査票情  
報の秘密の保護に万全  
を期します。

海面漁業生産統計調査  
海面養殖業収穫統計調査

### 海面養殖業収穫統計調査票（一括調査用）

別記様式第4号

記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂  
行していくための基礎的な資料を作成するために  
行うものです。なお、この調査票に記入した調査  
事項は、統計以外の目的には使用しません。

2211

調査年	調査期間	大海区	都府県(振興局)	市区町村
:	:	:	:	:

養殖魚種名	養殖方法名
:	:

項目	前年同期値	本年値
総施設面積 (m <sup>2</sup> )	:	:
1施設当たり平均面積 (m <sup>2</sup> )	:	:
1施設当たり平均収穫量 単位	:	:

#### 特記事項

--

この欄は、農林 水産省の職員が 記入します。	調査員名	
	調査員の担当区域	
	都道府県名	
	担当者名	
	連絡先	

## 海面養殖業収穫統計調査票（一括調査用）

← ← ← 入力方向

秘 農林水産省 2211

統計法に基づく基幹統計  
海面漁業生産統計



政府統計

統計法に基づく國の統  
計調査です。調査票情  
報の秘密の保護に万全  
を期します。

海面漁業生産統計調査  
海面養殖業収穫統計調査

### 海面養殖業収穫統計調査票（一括調査用）

様式第4号

記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂  
行していくための基礎的な資料を作成するために  
行うものです。なお、この調査票に記入した調査  
事項は、統計以外の目的には使用しません。

2211

調査年	調査期間	大海区	都府県(振興局)	市区町村
:	:	:	:	:

養殖魚種名	養殖方法名
:	:

項目	前年同期値	本年値
総施設面積 (m <sup>2</sup> )	:	:
1施設当たり平均面積 (m <sup>2</sup> )	:	:
1施設当たり平均収穫量 単位	:	:

#### 特記事項

--

この欄は、農林 水産省の職員が 記入します。	調査員名	
	調査員の担当区域	
	都道府県名	
	担当者名	
	連絡先	

海面漁業生産統計調査規則・告示  
との整合のための形式的変更

## 調査計画(変更後)

### 1 調査の名称

海面漁業生産統計調査

### 2 調査の目的

本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、海面漁業生産統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、海面漁業<sup>(注1)</sup>の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的とする。

(注1) 「海面漁業」とは、海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。以下同じ。）における水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

### 3 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲 (■全国 □その他)

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第138条第5項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村

#### (2) 属性的範囲 (■個人 ■世帯 ■事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

海面漁業経営体<sup>(注2)</sup>及び水揚機関<sup>(注3)</sup>

(注2) 「海面漁業経営体」（以下「経営体」という。）とは、海面漁業を営む世帯又は事業所をいう。

ただし、本調査計画における経営体とは、水揚機関において漁獲量等が把握できない経営体であって、経営体調査（漁業経営体用の調査票により回答を求める調査。以下同じ。）又は一括調査の報告者となるものをいう。

なお、一括調査とは、水揚機関調査（水揚機関用の調査票により回答を求める調査。以下同じ。）又は経営体調査では漁獲量等を把握できない経営体の操業状況について、漁業協同組合の支所又は地域漁業の状況に精通している経営体に対して一括して報告を求める調査をいう。

(注3) 「水揚機関」とは、生産物（海面漁業において採捕又は収穫された水産動植物をいう。）の陸揚地に生産物の売買取引を目的とする市場を開設している者及び生産物の陸揚地に所在する漁業協同組合、会社等で、生産物の陸揚げをした者から生産物を譲り受け、又はその販売の委託を受けるものをいう。

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

#### (1) 報告者数<sup>(注4)</sup>

ア 海面漁業漁獲統計調査：約1,700

（水揚機関調査：約1,400、経営体調査及び一括調査：約300）

イ 海面養殖業収穫統計調査：約1,400

（水揚機関調査：約800、経営体調査及び一括調査：約600）

(注4) 報告者数は、令和5年調査の実績

(2) 報告者の選定方法 (■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)

ア 海面漁業漁獲統計調査

前年の調査結果から作成された海面漁業漁獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない漁業経営体名簿を用いて、水揚機関等への情報収集により更新を行い、母集団情報とする。ただし、経営体調査の対象となる経営体のうち、大臣許可漁業<sup>(注5)</sup>のみを行う経営体には原則報告を求めない。

(注5) 大臣許可漁業とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第36条第1項に基づいて、農林水産大臣の許可を得て行う漁業をいう。

イ 海面養殖業収穫統計調査

前年の調査結果から作成された海面養殖業収穫統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない養殖業経営体名簿を用いて、水揚機関等への情報収集により更新を行い、母集団情報とする。

なお、ア、イのいずれについても母集団名簿の確認及び補正には、直近の漁業センサスから得られた情報も利用する。

(3) 報告義務者

経営体又は水揚機関を代表する者

## 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 海面漁業漁獲統計調査は、海面における水産動植物の採捕の事業に係る次に掲げる事項について行う。（詳細は、別記様式第1号及び第2号を参照）

(ア) 水揚機関用・漁業経営体用

水揚機関名・漁業経営体名、法人番号、漁業種類別、魚種別漁獲量  
[集計しない事項の有無] 無□ 有■

水揚機関名、漁業経営体名、法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

(イ) 一括調査用

漁業種類・規模別の漁ろう体数、1漁ろう体当たり平均出漁日数、1漁ろう体当たり平均漁獲量

[集計しない事項の有無] 無■ 有□

イ 海面養殖業収穫統計調査は、海面における水産動植物の養殖の事業に係る次に掲げる事項について行う。（詳細は、別記様式第3号及び第4号を参照）

(ア) 水揚機関用・漁業経営体用

水揚機関名・漁業経営体名、法人番号、養殖魚種別収穫量、年間種苗販売量、年間投餌量

[集計しない事項の有無] 無□ 有■

水揚機関名、漁業経営体名、法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

(イ) 一括調査用

養殖魚種名、養殖方法名、総施設面積、1施設当たり平均面積、1施設当たり平均収穫量

[集計しない事項の有無] 無■ 有□

## (2) 基準となる期日又は期間

毎年1月1日から12月31日までの1年間について行う。

なお、海面養殖業収穫統計調査に係るかき類及びのり類については、半年ごと（1月1日～6月30日、7月1日～12月31日）の養殖収穫量を把握する。

## 6 報告を求めるために用いる方法

### (1) 調査系統

ア 地方農政局の管轄区域

農林水産省－地方農政局－（統計調査員）－報告者

イ 北海道

農林水産省－北海道農政事務所－（統計調査員）－報告者

ウ 沖縄県

農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－（統計調査員）－報告者

### (2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム  
ム ■電子メール） ■調査員調査 □その他（ ）

#### [調査方法の概要]

ア 水揚機関用

次に掲げるいずれかの方法により行う。なお、本所・本社に対して調査を行うが、把握できない場合には、当該機関の支所・支社に対しても調査を行う。

##### (ア) 調査票の配布

統計調査員が、訪問して調査票を配布する方法

なお、報告者から申出があった場合は、電子メールにより配布する。

##### (イ) 調査票の取集

次に掲げるいずれかの方法により行う。

① 統計調査員が、訪問して調査票を回収し、又は報告者がオンライン（政府統計共同利用システム若しくは電子メール）により提出する方法

② 統計調査員が、訪問して面接聞き取りにより調査票に記入する方法

なお、報告者から申出があった場合は、調査票の取集に代えて、統計調査員が、報告者の漁獲成績又は事業成績に関する資料を閲覧し、又は提供を受け、その内容を調査票に転記する。

イ 漁業経営体用

##### (ア) 調査票の配布

地方農政局等<sup>(注6)</sup>の長が、調査票を郵送により配布する方法

なお、報告者から申出があった場合は、電子メールにより配布する。

##### (イ) 調査票の取集

地方農政局等<sup>(注6)</sup>の長が、郵送により回収し、又は報告者が、オンライン（政府統計共同利用システム又は電子メール）により提出する方法

(注6) 「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局の農林水産セン

ターをいう。

ウ 一括調査用

(ア) 調査票の配布

統計調査員が、漁業協同組合の支所等を訪問して調査票を配布する方法  
なお、報告者から申出があった場合は、電子メールにより配布する。

(イ) 調査票の取集

次に掲げるいずれかの方法により行う。

① 統計調査員が、漁業協同組合の支所等を訪問して調査票を回収し、又は報告者が、オンライン（政府共同利用システム又は電子メール）により提出する方法

② 統計調査員が、漁業協同組合の支所等を訪問して面接聞き取りにより調査票に記入する方法

## 7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

ア 海面漁業漁獲統計調査票

1回限り  每月  四半期  1年  2年  3年  5年  不定期  
 その他 ( )

イ 海面養殖業収穫統計調査票

1回限り  每月  四半期  1年  2年  3年  5年  不定期  
 その他

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査対象年の12月から翌年3月までの期間に実施する<sup>(注7)</sup>。

(注7) 地域によって、調査票の配布日及び提出期限が上記期間内において異なる。

## 8 集計事項

前記5(1)に掲げる事項（一括調査については、推計した経営体全体の魚種別漁獲量（収穫量））について、全国・都道府県・大海区分<sup>(注8)</sup>に集計する。また、行政記録情報等<sup>(注9)</sup>が利用できる場合は、行政記録情報等を活用しつつ、取りまとめを行う。なお、必要に応じて水揚機関等への情報収集により補完を行う。

結果の公表に係る集計事項については別添1を参照。

(注8) 「大海区」とは、漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため、海況、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた区分をいう。全国の海を瀬戸内海区等の9海区に区分している。

(注9) 行政記録情報等とは、別添2に掲げるものをいう。

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 ( e-Stat  インターネット (e-Stat以外)  印刷物  閲覧)

(2) 公表の期日 (別添1参照)

概要については、調査対象年の翌年5月31日までに、詳細については、調査対象年

の翌々年2月までに公表する。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ( )

■使用しない

漁業経営体及び水揚機関を調査対象としていることから日本標準産業分類等統計基準は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
調査票	3年	地方農政局等の長
調査票の内容を収録した電磁的記録媒体	永年	農林水産省大臣官房統計部長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告を確保する特段の必要があるときは、前記5の（1）に掲げる事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

別添 1

海面漁業生産統計 集計事項及び公表予定時期一覧

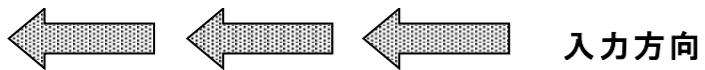
番号	集計事項	集計地域	公表予定時期
海面漁業漁獲統計調査			
1	漁業種類別漁獲量	全国、都道府県、 大海区	(概要) 調査対象年の翌年5月末  (詳細) 調査対象年の翌々年の2月
2	魚種別漁獲量	全国、都道府県、 大海区、県別大 海区	(概要) 調査対象年の翌年5月末  (詳細) 調査対象年の翌々年の2月
3	魚種別漁獲量（さけ・ます細分類）	全国、都道府県、 大海区、県別大 海区	(詳細) 調査対象年の翌々年の2月
4	漁業種類別魚種別漁獲量	全国  全国、都道府県、 大海区、県別大 海区	(概要) 調査対象年の翌年5月末  (詳細) 調査対象年の翌々年の2月
海面養殖業収穫統計調査			
5	養殖魚種別収穫量	全国、都道府県	(概要) 調査対象年の翌年5月末  (詳細) 調査対象年の翌々年の2月
6	養殖魚種別収穫量（かき類、のり類）	全国、都道府県	(概要) 調査対象年の翌年5月末  (詳細) 調査対象年の翌々年の2月
7	種苗養殖販売量	全国、都道府県	(詳細) 調査対象年の翌々年の2月
8	投餌量	全国、都道府県	(詳細) 調査対象年の翌々年の2月
漁業・養殖業水域別統計			
9	主要漁業種類別生産量	全国	(詳細) 調査対象年の翌々年の2月
10	主要魚種別生産量	全国	(詳細) 調査対象年の翌々年の2月

※公表は上表の集計事項を統計表形式に編集して行う。

注：海面養殖業収穫統計調査の番号6については、1月～6月計、7月～12月計、年計、養殖年計（7月～6月の1年間）の区分で集計を行う。

## 海面漁業生産統計調査で活用する行政記録情報等の一覧

漁業法に基づく報告	① 漁業法第26条第1項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告 ② 漁業法第30条第1項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告 ③ 漁業法第52条第1項（同法第58条において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告 ④ 漁業法第90条第1項の規定による都道府県知事（同法第183条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあっては、農林水産大臣）に対する報告 ⑤ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第78条第1項の規定により農林水産大臣に提出する漁獲成績報告書による報告 ⑥ 漁業法第176条第1項の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が徴する漁業に関する必要な報告
内水面漁業の振興に関する法律に基づく報告	内水面漁業の振興に関する法律第29条第1項の規定による農林水産大臣に対する報告
地方自治体等が保有する情報	上記以外で都道府県知事等が保有する海面漁業生産統計の作成に必要な情報



入力方向

別記様式第1号

秘
農林水産省

2181

## 海面漁業生産統計調査

## 海面漁業漁獲統計調査



政府統計

統計法に基づく基幹統計

海面漁業生産統計

統計法に基づく國の統  
計調査です。調査票情  
報の秘密の保護に万全  
を期します。

## 海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）

記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

調査年	調査期間	大海区	都府県(振興局)	市区町村	水揚機関名又は漁業経営体名
：：：：：	：：：	：：：	：：：	：：：	：：：

法人の方は、法人番号を記入してください。

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

( : 枚のうち : 枚目 )

漁業種類											
魚種別漁 獲量 (kg)	コード	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：
	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：
	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：
	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：
	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：
	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：
	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：
	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：
	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：
	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：
	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：
	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：
	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：
	計	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：	：：：：：

## 特記事項

--

この欄は、農林水産省の職員が記入します。	調査員名
	調査員の担当区域
	都道府県名
	担当者名
	連絡先

↖ ↖ ↖ 入力方向

別記様式第2号

秘  
農林水産省

2 1 9 1

記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

統計法に基づく基幹統計  
海面漁業生産統計



政府統計

統計法に基づく國の統  
計調査です。調査票情  
報の秘密の保護に万全  
を期します。

この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂  
行していくための基礎的な資料を作成するために  
行うものです。なお、この調査票に記入した調査  
事項は、統計以外の目的には使用しません。

## 海面漁業生産統計調査

海面漁業漁獲統計調査

### 海面漁業漁獲統計調査票（一括調査用）

調査年	調査期間	大海区	都府県(振興局)	市区町村
：：：：：	：：：	：：：	：：：	：：：

#### 漁業種類

：	：	：	：	：	：
---	---	---	---	---	---

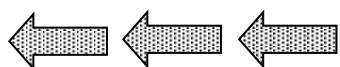
( [ ] : 枚のうち [ ] : 枚目 )

項目	規 模					
	：	：	：	：	：	：
漁ろう体数(統)	前年同期値	：	：	：	：	：
	本年値	：	：	：	：	：
1漁ろう体当たり 平均出漁日数(日)	前年同期値	：	：	：	：	：
	本年値	：	：	：	：	：
1漁ろう体1日当たり 平均漁獲量(kg)	前年同期値	：	：	：	：	：
	本年値	：	：	：	：	：

#### 特記事項

--

この欄は、農林 水産省の職員が 記入します。	調査員名	
	調査員の担当区域	
	都道府県名	
	担当者名	
	連絡先	



入力方向

別記様式第3号

秘
農林水産省

2201

記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

統計法に基づく基幹統計
海面漁業生産統計

○この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂行していくための基礎的な資料を作成するために行うものです。なお、この調査票に記入した調査事項は、統計以外の目的には使用しません。  
○調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。

海面漁業生産統計調査  
海面養殖業収穫統計調査



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

海面養殖業収穫統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）

調査年	調査期間	大海区	都府県(振興局)	市区町村
:	:		:	:

水揚機関名又は漁業経営体名	法人の方は、法人番号を記入してください。
	:

1 養殖魚種別収穫量

( : 枚のうち : 枚目)

特記事項

養殖魚種名	コード	収穫量(kg)
:	:	:
:	:	:
:	:	:
:	:	:
計		:

2 年間種苗販売量

種苗名	単位	年間販売量
		:
:	:	:
:	:	:
:	:	:

3 年間投餌量

	年間投餌量(kg)											
	配合飼料						生餌					
養殖合計	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
うち、ぶり類	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
うち、まだい	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

この欄は、農林水産省の職員が記入します。	調査員名	
	調査員の担当区域	
	都道府県名	
	担当者名	
	連絡先	

↖ ↖ ↖ 入力方向

別記様式第4号

秘  
農林水産省

2 2 1 1

記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

統計法に基づく基幹統計  
海面漁業生産統計

この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂行していくための基礎的な資料を作成するために行うものです。なお、この調査票に記入した調査事項は、統計以外の目的には使用しません。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

## 海面漁業生産統計調査

海面養殖業収穫統計調査

### 海面養殖業収穫統計調査票（一括調査用）

調査年	調査期間	大海区	都府県(振興局)	市・区・町・村
:	:			

養殖魚種名	養殖方法名

項目	前年同期値	本年値
総施設面積 (m <sup>2</sup> )		
1施設当たり平均面積 (m <sup>2</sup> )		
1施設当たり平均収穫量	単位	

#### 特記事項

特記事項 (複数行記入可能)	
-------------------	--

この欄は、農林水産省の職員が記入します。	調査員名	
	調査員の担当区域	
	都道府県名	
	担当者名	
	連絡先	

## 海面漁業生産統計調査の必要性について

### 1 調査の目的・必要性

海面漁業生産統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に規定された基幹統計を作成するため同条第 6 項に規定された基幹統計調査であり、海面漁業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的として毎年実施している調査である。

調査結果は、水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）に基づく水産基本計画において自給率目標を定める際等に利用されており、水産物の安定供給の確保、水産業の健全な発展に寄与している。

#### 【政府内において想定される主な利活用】

##### 〔区分〕

- 重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料
- 基幹統計など重要な統計作成への利用
- 国際機関への提供など国際比較上の利用
- その他

##### 〔具体的な利活用〕

- ① 水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）第 11 条に基づく「水産基本計画」（平成 29 年 4 月 28 日閣議決定）のうち、水産物の自給率目標を定める際及び第 15 条に基づく水産資源に関する調査又は研究に資する際の基礎資料
- ② 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 9 条第 2 項に基づき資源評価を実施し、第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定め、その目標水準に資源を維持・回復させるべく漁獲可能量（TAC）等を決定する際の基礎資料
- ③ 沿岸整備漁場開発法（昭和 49 年法律第 49 号）第 6 条に基づく「栽培基本方針」のうち、栽培漁業対象種の漁獲量動向の見通しを定める際の基礎資料
- ④ 「持続的養殖生産確保法」（平成 11 年法律第 51 号）に基づき、伝染病疾病的発生及び蔓延を防止し、養殖漁場の環境改善にかかる措置を的確に講じるための基礎資料
- ⑤ 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づく、輸入割当（IQ）制度の輸入割当量を設定する際の基礎資料
- ⑥ 二国間の漁業分野における協力関係を発展させることを目的とする「漁業協定」において、毎年双方の操業条件を定めるための政府間交渉が行われており、その際の基礎資料
- ⑦ 國際条約に基づき設置された機関へ資源評価のためのデータの提出が義務づけられており、このデータを算出する際の基礎資料
- ⑧ 「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」（平成 8 年法律第 76 号）第 6 条に規定する「排他的水域における科学的根拠を有する海洋生物資源の動向」を定める際の基礎資料 等

## 2 他の統計調査との重複

海面漁業の生産量等について漁業種類別、魚種別等詳細に調査を実施している統計調査は他にない。

## 3 行政記録情報等の利活用

### (1) 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）

漁業法第 26 条第 1 項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告、同法第 30 条第 1 項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告、同法第 52 条第 1 項（同法第 58 条において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告、同法第 90 条第 1 項の規定による都道府県知事（同法第 183 条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあっては、農林水産大臣）に対する報告、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 78 条第 1 項の規定により農林水産大臣に提出する漁獲成績報告書による報告並びに漁業法第 176 条第 1 項の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が徴する漁業に関する必要な報告が利用できる漁業種類については、行政記録として漁獲成績に関する報告等を利用している。

### (2) 内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）

内水面漁業の振興に関する法律第 29 条第 1 項の規定による農林水産大臣に対する報告が利用できる漁業種類については、行政記録として養殖業に係る実績報告に関する報告書を利用する予定。

### (3) 国及び地方自治体が保有する行政記録情報

国及び地方自治体が保有する漁獲量、養殖収穫量等に係る行政記録情報を利用する予定。

## 4 事業所母集団データベースを利用した重複是正等

本調査は、全数調査のため重複是正は実施しない。また、履歴登録については、全ての事業所・企業を対象に、調査結果名簿を 6 月下旬までに提出することを予定している。（令和 4 年調査の履歴登録は、令和 5 年 6 月 22 日に提出、6 月 28 日に再提出）